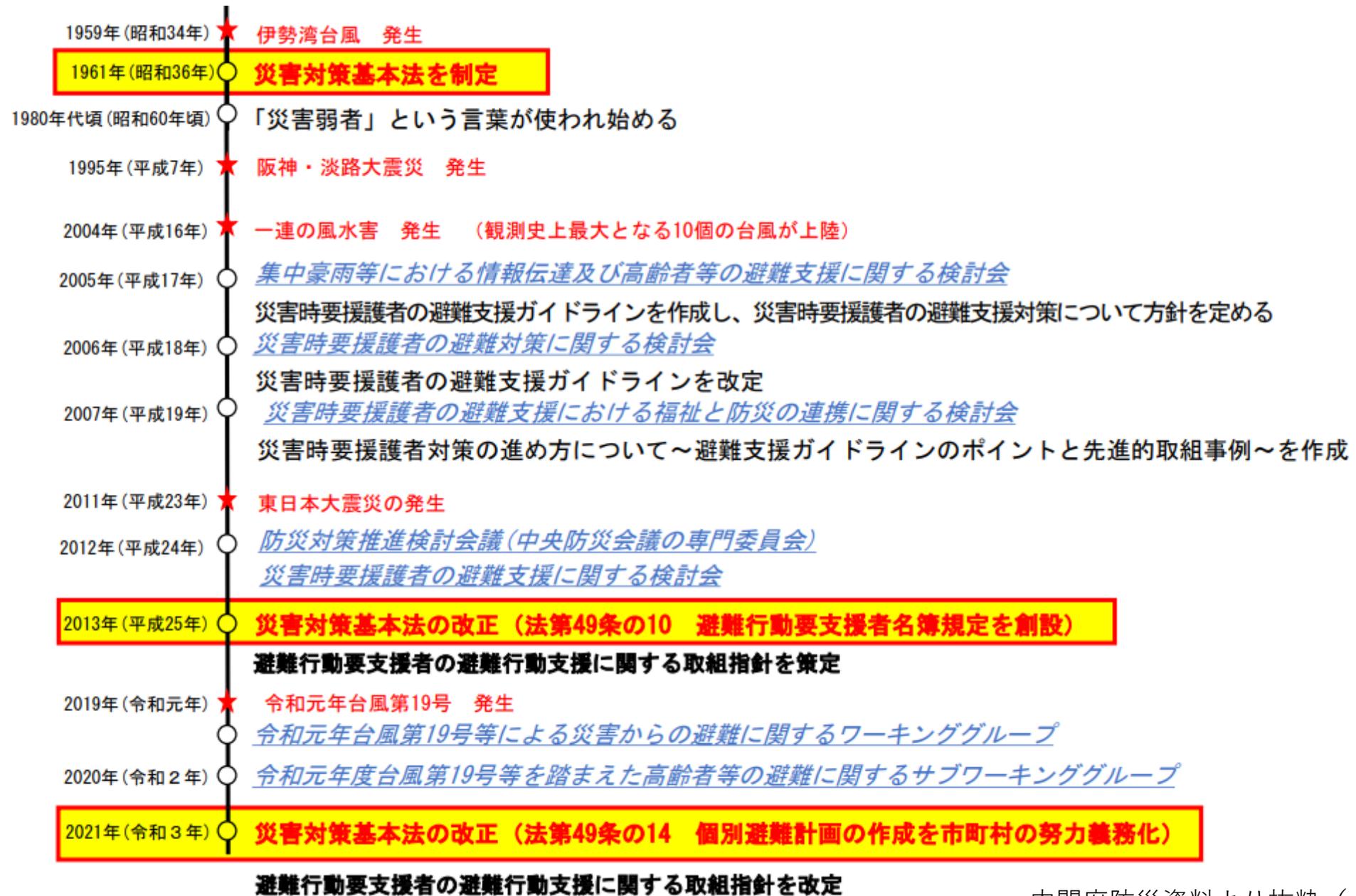


災害対策における基礎自治体としての市町村の役割

(避難行動要支援者名簿の精査及び事前提供の推進について)

埼玉県危機管理防災部災害対策課災害対策担当 今井
令和8年3月17日(火)

避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度的な流れ



「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」改定のポイント（令和3年5月）

■改定の経緯…「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」令和2年12月24日

<課題・背景>

- 近年の災害においても高齢者や障害者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%であった
- 災害時の避難支援等を更に実効性のあるものにするためには、個別避難計画の作成促進が重要

■災害対策基本法の改正（令和3年5月）

避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成を市町村の努力義務とするとともに、作成に必要な個人情報の利用及び個別避難計画の活用に関する平常時と災害発生時における避難支援等関係者への情報提供について、個人情報保護条例等との関係を整理の上、規定を新設

主な改定内容（記載の追加）

○優先度の高い避難行動要支援者についての個別避難計画の作成目標

- ・市町村が主体となり、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取り組む

○個人番号を活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・更新

- ・個人番号（マイナンバー）を活用して、避難行動要支援者名簿・個別避難計画に記載する情報を取得できるようになり、自治体職員の業務負担の軽減や、現状に即した避難支援等につながる

○個別避難計画の作成に関する留意事項

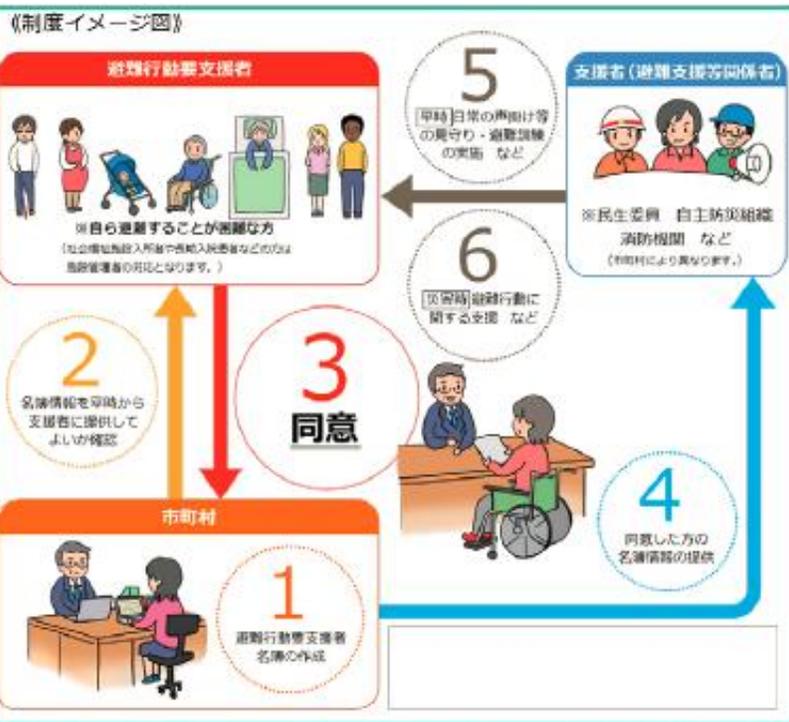
- ・計画作成の業務には、本人の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要
- ・避難を支援する者の確保（個人とともに団体（自主防災組織や自治会等）も避難支援等実施者になり得る）
- ・避難を支援する者の負担感の軽減（複数人で役割分担をする、地域の避難訓練等を通じた支援者の輪を広げる取組）
- ・計画の作成後も、計画内容の改善や避難の実効性の向上につながるため、避難訓練を行うことが適切
- ・個別避難計画情報についての避難支援等関係者への提供（本人の同意又は条例に特別の定めがある場合は、平時から地域の自主防災組織や消防団、民生委員等の避難支援等関係者と情報を共有）
- ・社会福祉施設等から在宅に移る避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載し、避難支援に切れ目が生じないように留意 など

避難行動要支援者名簿の課題について

避難行動要支援者名簿の作成は進んだものの、**①真に避難支援を要する者を正確に把握できていない場合があることや②平時からの名簿情報の提供が進んでいないこと等の課題が示された。**（令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ）

災害対策基本法上の定義

- 要配慮者：「**高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者**」（災害対策基本法第8条第2項第15号）
 - 避難行動要支援者：「**要配慮者のうち（中略）、自ら避難することが困難な者**であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために**特に支援を要するもの**」（災害対策基本法第49条の10第1項）
- **具体的な避難行動要支援者の範囲は、各市町村が地域防災計画において定めることとされている。**



取組指針(※)における避難行動要支援者の範囲の考え方

- 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、主として以下の点に着目して判断することが想定される。
 - ① 計画や避難指示等の災害関係情報の**取得能力**
 - ② 避難の必要性や避難方法等についての**判断能力**
 - ③ 避難行動を取る上で必要な**身体能力**
- 真に重点的・優先的支援が必要と認める者が掲載対象から漏れることのないよう、きめ細かく要件を定める必要がある。
 - 例) 避難支援等関係者とされた者の判断による名簿の掲載や自ら名簿への掲載を求めることができる仕組み 等。

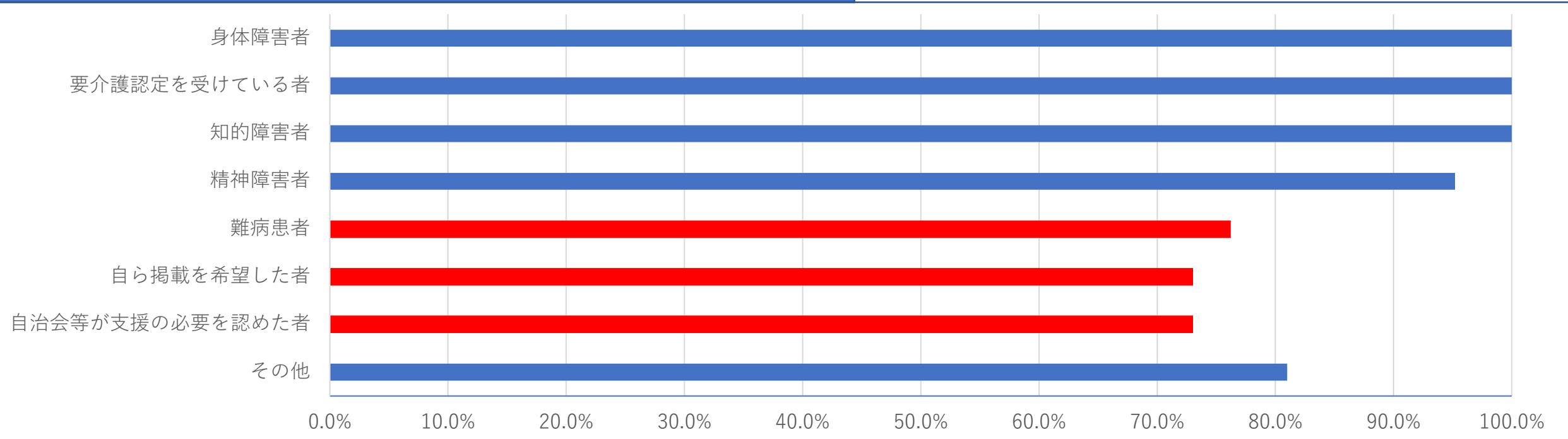
※ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）

避難行動要支援者名簿の掲載要件について

県内市町村における名簿掲載要件の現状

- 内閣府及び消防庁の調査(※)によると、市町村における名簿掲載要件例としては、「身体障害者」「要介護認定を受けている者」「知的障害者」「精神障害者」等がある（いずれも9割以上の市町村が設定）。
- しかしながら、難病患者等を掲載要件にしている市町村の割合はまだ7割程度にとどまり、真に避難支援を要する者を掲載出来ていない可能性が十分に考えられる。
- また、人口に対する名簿掲載者の割合が高い自治体も見受けられる。

県内市町村における名簿に掲載する者の範囲に関する調査結果



※ 出典：避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果(令和7年6月20日内閣府・消防庁)

避難行動要支援者名簿の精査について

近年の風水害においても高齢者や障害者の被害が多くを占めており、県内市町村では着実に取組が進んでいるものの、名簿の精査や平常時からの名簿情報提供等、避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた一層の取組が求められている。

難病患者等に係る支援等体制の整備について

- 令和3年7月9日付け災対第224号にてお知らせしたとおり、医療・福祉・保健・防災等の関係部局連携のもと、災害時の避難行動に支援を要する難病患者等を名簿掲載対象として地域防災計画等に位置づけ、名簿への掲載を進めていただくようお願いいたします。
- なお、難病法の医療費支給認定を受けている指定難病患者及び児童福祉法の医療費支給認定を受けている小児慢性特定疾病児童（医療的ケア児）等に係る情報については、災害対策基本法第49条の10第4項に基づき、市町村からの求めに応じて、保健所が把握している情報の提供が可能です。ご希望やご不明な点等がありましたら、管轄保健所若しくは県疾病対策課指定難病対策担当（難病患者）、県健康長寿課母子保健担当（医療的ケア児）あてにご連絡ください。
- また、令和4年12月8日付け疾第2167-2号にて県疾病対策課指定難病対策担当がお知らせしたとおり、ALS患者の情報を人工呼吸器メーカー、県が共有し、ALS患者の安全を確保する旨の協定が日本ALS協会埼玉県支部、人工呼吸器メーカー4社及び埼玉県の6者で令和4年8月26日に締結されました。
この協定によって、平常時から日本ALS協会埼玉県支部は、人工呼吸器を装着した在宅ALS患者から個人情報を共有することの同意が得られた場合、その情報を埼玉県（疾病対策課及び県内保健所）、人工呼吸器メーカーと共有することが可能となりました（なお、令和5年4月1日に人工呼吸器メーカー1社（アイ・エム・アイ株式会社）が追加）。

避難行動要支援者名簿情報の事前提供について

事前の名簿情報の提供(災害対策基本法第49条の11第2項)

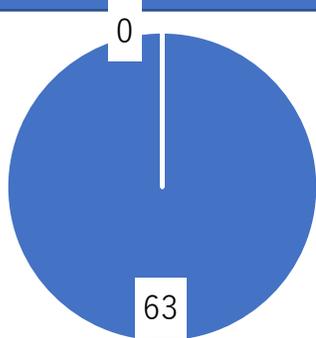
市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りではない。

事前に名簿情報を提供しておくことの意義

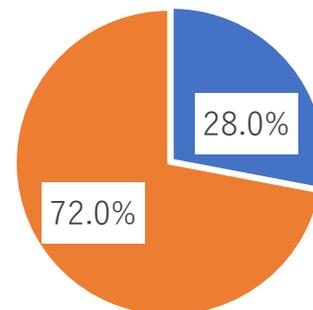
名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援や個別避難計画の策定等に結び付くため、市町村はあらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することが求められる。

県内市町村における名簿情報の事前提供の現状

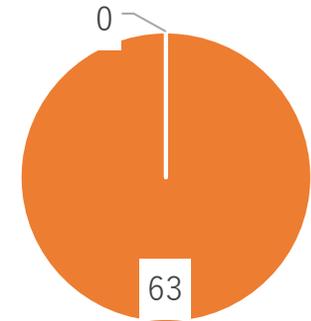
※ 出典：避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果（令和7年6月20日内閣府・消防庁）



■ 事前提供している市町村 ■ 未提供市町村



■ 名簿を事前提供している人数 ■ 未提供人数



■ 条例に事前提供に関する特別の定めがある市町村
■ 条例に特別の定めがない市町村

【参考】 同意を得るための様式例

同意を得るための様式例（例2）

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男・女
住所			
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている	要介護状態区分：	
	<input type="checkbox"/> 手帳所持	障害名： 等級：	
	<input type="checkbox"/> 難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている		
	<input type="checkbox"/> その他 【特記事項】		
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域住民等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）及び障害名や病名等を、〇〇市防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

- 同意します。
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません。
- 同意するかしないかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます。

令和△△年□月◇◇日 氏名 _____

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難行動要支援者情報を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際は御協力ください。

避難行動要支援者名簿の事前提供の推進について

避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供促進に向けて

- 取組指針では、医療・福祉・保健・防災等の関係部局連携のもと、避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接的な働きかけを行い、名簿情報の外部提供への同意を得ることに取り組むことが必要とされています。
⇒ 福祉専門職、民生委員などを含め、日常から関係性のある人が関与することで、同意につながることがあります。
- 福祉専門職等の協力を得て、その本来業務の機会を捉えるなど、避難行動要支援者に自宅の災害リスク等について、ハザードマップ等を確認していただくことや、避難支援の必要性に関する啓発活動などを通じて名簿情報の外部提供への同意を得ることも有用です。
- 避難行動要支援者名簿制度の趣旨等について詳細な説明を求められた場合には、その避難行動要支援者本人に対して、その趣旨や内容を説明し、平常時からの名簿情報の提供について意思確認を行うことが適切です。
- なお、避難支援等関係者への名簿情報の提供と合わせて、避難情報に関する制度改正、ハザードマップ、個別避難計画に関する情報などの避難支援等の実施に必要なかつ有効な情報も同時に提供することが想定されます。

出典：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）